

平成27年11月18日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 曾 和 俊 文

平成27年10月16日付けで

申立てのありました意見等の  
通知しました発意に基づく

調査結果につきまして、三田市

オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

|           |  |
|-----------|--|
| 意見等申立ての趣旨 | <p>平成27年4月1日以降において、三田市コミュニティ課の職員が、三田市区・自治会連合会（以下「連合会」という。）の事務局員として活動している。連合会の事務局は、三田市役所コミュニティ課内にある。三田市（以下「市」という。）と連合会は全く別の組織で、市は公共団体、連合会は公共的団体ではあるが任意団体である。</p> <p>しかし、市職員が日常使用している市所有のパソコンを使用して、連合会の個人情報のやりとり、固有の事務が行われている。このような個人情報の取扱いは、個人情報の管理の観点からみて不適切であるので、是正を求める。</p>  |
| 調査の結果     | <p>1 申立人との面談で聴取した意見も踏まえて、この申立てに関し確認した事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) この申立ての趣旨は、次のとおりであることを確認した。</p> <p>連合会が作成する行政事務委託料の支払先等を記した一覧表（以下「支払一覧表」という。）には個人情報が掲載されているが、この個人情報は、市が保有するパソコンに保存されている。すなわち、両者が混然一体となっており、個人情報の処理として不適切である。</p> <p>(2) 連合会の組織構造等についてのその他の主張は、本件の申立てでは取り扱わないことを確認した。</p> <p>2 以上の申立ての趣旨に対し、市の機関（コミュニティ課）への事情聴取により確認した点は、次のとおりである。</p> <p>(1) 行政事務委託料の支払い</p> <p>ア 市は、連合会との間において行政事務委託契約を締結し、市が発行する各種文書等の配付又は回覧など自らが行うべき事務の一部を毎年度連合会に委託している。</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>イ 当該業務委託に要する経費である行政事務委託料は、連合会から請求がなされるが、同会が指定する各自治会の口座に直接振り込むこと（代理受領）により支払っている。</p> <p>(2) 支払一覧表の取扱い</p> <p>支払一覧表は、連合会が、各区・自治会の区長や自治会長から情報を取りまとめたうえ、同会から市に対し、行政事務委託料の支払い請求書に添えて提出されたものである。</p> <p>3 以上の確認に基づき、個人情報の取扱いについて、以下のように判断する。</p> <p>ア 市は、個人情報の取扱いを定めた三田市個人情報保護条例を制定している。同条例では、個人情報の収集に関し、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくときその他特別の理由がある場合を除き、原則本人から収集しなければならないことを定めている（第 7 条第 2 項）。</p> <p>そこで、本件、行政事務委託料の支払一覧表に記載されている個人情報の取扱いが、上記個人情報保護条例に照らして適切であるのかどうかについて考察する。</p> <p>イ 本件支払一覧表は、連合会が本人（各区・自治会の区長や自治会長）から情報を取りまとめたうえ、同会から市に対して提出されたものである。また、市が行政事務委託料を実質的に行政事務を担当した単位自治会等に対して支払う際に、振込口座等の情報が不可欠であるとの事情の下で、連合会から任意に提出されたものである。以上のような個人情報の取扱いは、市の個人情報保護条例に照らして何ら不適切なところはなく、申立人の主張には理由がないと判断する。</p> <p>なお、パソコンの使用について付言するに、このパソコンは市の所有物であり、市の職員が市の業務を行うために使用しているものである。本件支払一覧表に含まれている情報は市が行政事務委託料を支払う上で必要な情報として、連合会から任意の提出を受けて市のパソコン内に保管しているものであって、ここにも不適切なところは見られない。</p> <p>ウ 以上のとおり、支出一覧表の取扱いについては、申立人が主張するパソコンの取扱いを含め、上記条例の規定に照らし、何ら不適切な点はないと判断する。</p> |
| 備 | 考   |